池田町いじめ防止基本方針

平成２７年１１月１６日
（平成 30 年３月改訂）
（令和４年４月一部改定）
（令和５年４月一部改定）

池田町教育委員会

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第１章　いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項・・・・・・・ 4
　１　いじめの防止等の対策に関する基本理念
　２　いじめの定義等
　　（１）いじめの定義
　　（２）いじめの理解
　　（３）いじめの要因
　　（４）いじめの解消
　３　いじめ防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 6
　　（１）いじめの防止
　　（２）いじめの早期発見
　　（３）いじめへの対処
　　（４）地域や家庭との連携
　　（５）関係機関との連携

第２章　いじめの防止等のための対策に関する事項・・・・・・・・・・・ 8
　１　いじめの防止等のために町が実施すべき施策
　　（１）基本方針の策定、点検、見直し
　　（２）いじめの防止のための方策
　　（３）いじめを早期に発見するための方策
　　（４）いじめに対処するための方策
　　（５）関係機関との連携
　　（６）教職員の資質能力の向上
　　（７）啓発活動
　２　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・・ １１
　　（１）学校いじめ防止基本方針の策定
　　（２）学校に設置する組織等
　　（３）いじめの防止
　　（４）早期発見
　　（５）いじめへの組織的な対処

第３章　重大事態への対処の方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１　重大事態の定義
２　重大事態の調査等
（１）重大事態の報告
（２）調査を行う組織
（３）事実関係を明確にするための調査の実施
（４）心のケア・情報発信
（５）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
（６）町長への報告
３　調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置・・・・・・・・・　１５
（１）再調査
（２）再調査の結果を踏まえた措置等

第４章　その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項・・・・・・・　１６

資料１　池田町立池田小学校いじめ防止基本方針

資料２　池田町立池田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）は、平成 25 年 6 月 28 日に公布されました。この法律の第一条では「この法律は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」と規定されています。

池田町のいじめ対策推進の体系

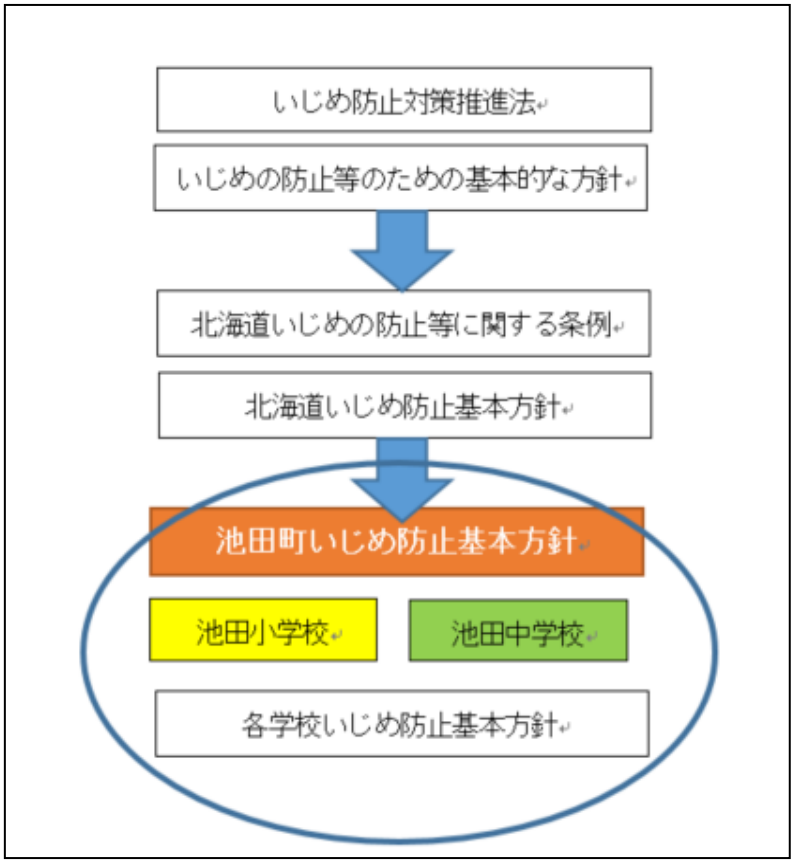

池田町の全ての子ども達は、豊かな人間性や思いやりの心が満ちあふれる中で育てていかなくてはなりません。全ての子ども達が、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、いじめに対して、未然に防止し、早期に発見し、適切に対処していくことが重要です。

このため、池田町は、いじめ防止対策推進法に基づく北海道いじめの防止等に関する条例（平成 26 年北海道条例第８号）及び「北海道いじめ防止基本方針」と町立小中学校における「学校いじめ防止基本方針」を総合的かつ有機的に結び付け、これを推進するため、平成２７年１１月に「池田町いじめ防止基本方針」を策定しました。平成３０年２月に「北海道いじめ防止基本方針」が改訂されたことから、その趣旨を踏まえ見直しを行い、令和４年４月には町立小学校の統合に伴い、一部改定を行いました。令和５年３月には「北海道いじめ防止基本方針」が改定されたことから、一部修正しました。

第１章 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

北海道いじめの防止等に関する条例では、基本理念として「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」を規定しています。

この理念に基づき、池田町では豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、全ての子どもが、笑顔あふれる、希望に満ちた学校生活を送るために、次の点に留意し、いじめのない学校づくりを推進します。

（１）いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

（２）児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかり持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育む。

２　いじめの定義等

（１）いじめの定義

北海道いじめの防止等に関する条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

（２）いじめの理解

①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応することが必要です。

②インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行

われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。

③児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあること、多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため学校の対策組織で情報共有して対応します。

④「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあり、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

⑤児童生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」等、学校として配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

（３）いじめの要因

①いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ます。

②いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から様々な場面で起こり得ます。

③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもします。

④いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとします）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがあります）③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられます。そのため、一人一人を大切にした分かりや

すい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得ます。

⑤いじめは、児童生徒の人権にかかわる重大な問題であり、大人も児童生徒も一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分に自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得ます。

（４）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめ被害の重大性等からに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことにより心理的な影響が容易に消えない場合も十分あり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

３　いじめ防止等に関する基本的な考え方

（１）いじめの防止

いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができるような取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を行う必要があります。このため、「特別の教科道徳」をはじめ、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが大切です。

（２）いじめの早期発見

いじめは、早期発見が大切です。全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に「気づく力」 を高めることが必要です。このため、いじめは第三者が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが重要です。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちに関係する児童生徒の安全を確保しなければなりません。また、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応することが大切です。その後、加害、被害児童生徒の話を真摯に聴取、傾聴し、教育的な視点に立って、問題の原因を探り、解決を図ることが大切です。

このため、教職員は普段から、いじめを把握した場合の対処について、理解を深めておくことが必要であり、また、「学校いじめ防止対策委員会」における取組を積極的に行うことが必要です。

（４）地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が重要です。いじめの問題について、学校運営協議会をはじめ、ＰＴＡや地域の関係機関と連携する体制を構築することも必要です。

（５）関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、民生委員、主任児童委員）との適切な連携が必要となってきます。日頃から、学校や教育委員会は関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要です。

第２章 いじめの防止等のための対策に関する事項

１　いじめの防止等のために町が実施すべき施策

（１）基本方針の策定、点検、見直し

この基本方針による取組が、より実効性の高いものとなるよう、適切に機能しているかを PDCA サイクルにより点検し、必要に応じて見直しを行います。

（２）いじめの防止のための方策

①「特別の教科道徳」をはじめ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や自己肯定感を育む体験活動などを充実させ、豊かな心と健やかな体を育成する教育を推進し、規範意識や思いやりの心などを育成する教育を推進します。

②児童生徒及び保護者等に対し、いじめの理解を促す啓発活動を行います。

③社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校、家庭、地域社会との連携ができる体制づくりを大切にします。

④「教育を考えるつどい」など、いじめ対策の協議に参加し、いじめを生まないための取組について協議し、いじめ防止活動の充実を図ります。

⑤ SNS（ソーシャルネットサービス）などの書き込み情報などに注意を払い、ネットいじめの未然防止を図り、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。

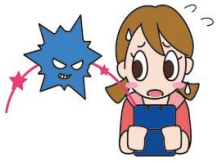

⑥児童生徒及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動を行います。

（３）いじめを早期に発見するための方策

①児童生徒、保護者、教職員がいじめに関する相談を効果的に行うことができるように、いじめの早期発見や被害者の心のケアに努める相談体制を充実させます。

②北海道教育員会による春と夏に実施される「いじめ把握のためのアンケート」の取りまとめを引き続き行い、状況の把握に努めます。

名　　称：いじめの把握のためのアンケート調査 実施期間：第１回（5 月から 6 月上旬） 　　第２回（10 月から 11 月上旬） 調 査 票 ： 原則無記名式・必要に応じ記名が選択できる

③ＱＵテストの活用を推進します。

Q-U(QUESTIONNAIRE-UTILITIES)は『楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U』という心理テストです。池田町では平成25年度から各学校での活用を推進してきました。この『楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U』は、児童生徒の学校生活における満足度を測るためのアンケートで、「児童生徒一人一人の実態」「学級集団の状態」を同時に把握し、教育実践に活かしやすい尺度として開発されたもので、小学校用（小１～３年用・小４～６年用）、中学校用、高等学校用があります。

池田町では、春と冬に学級集団の状態を把握する目的で、各学校で実施しています。

アンケートＱＵによるプロット図

承認得点（児童生徒の存在や行動が、級友や教員からどのように承認されているか）

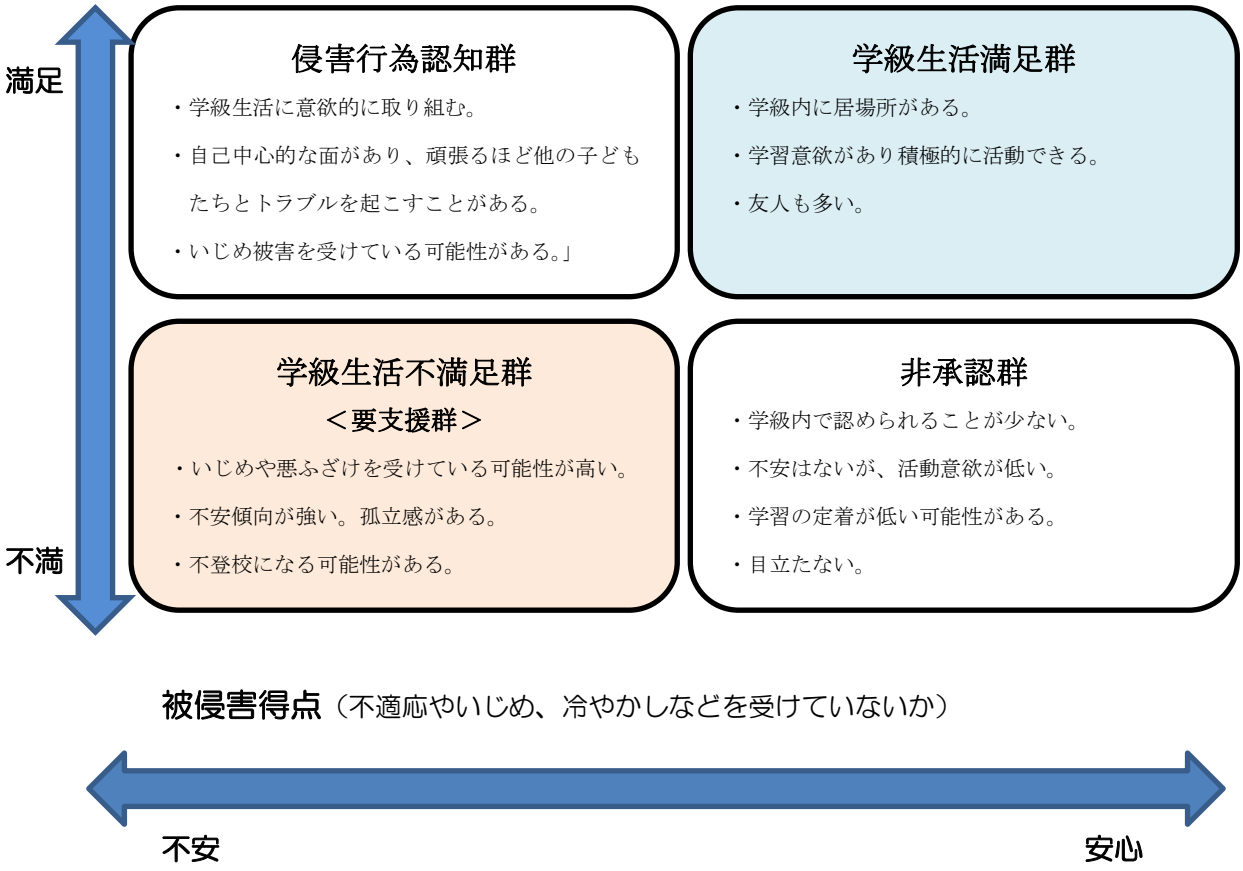

被侵害得点（不適応やいじめ、冷やかしなどを受けていないか）

④家庭から直接、教育委員会へ心の声を届ける「池田町いじめホットライン」を設置し、直接相談しにくい悩みなどに対し、早期に対応を行います。

0120-415-797

フリーダイヤル　　良 い 子　泣 く な

〇池田町いじめホットラインは池田中学校ふれあいルームに設置されています。
〇教育相談員（ふれあいサポーター）が週２～３日・午前９時から午後４時まで対応しています。
〇教育相談員が不在の場合・夜間の場合、ホットラインは「十勝こども家庭支援センター」に転送されます。

（４）いじめに対処するための方策

①学校からいじめの報告を受けた場合、学校と教育委員会の連携のもと、調査を行い指導・助言等を行います。

②いじめを受けた児童生徒を含む全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置として、学校教育法に基づく出席停止制度等により対処を検討します。

（５）関係機関との連携

①いじめ防止等のための対策が適切に行われるために、児童相談所や警察などの関係機関との連携が必要であるため、日頃から情報共有の機会を設けるなどの体制を整備します。

②いじめ対策・いじめ防止対策として池田町青少年問題協議会を活用します。

> 池田町では地方青少年問題協議会法（昭和 28 年法律第 83 号）第１条及び第６条の規定に基づき、池田町青少年問題協議会を設置しています。青少年問題協議会では、(1)青少年の指導、育成、保護等総合的施策の調査・審議。(2)必要な関係行政機関相互の連絡調整を役割としています。
>
> 構成員は、教育長、池田警察署、産業振興課長、保健福祉課、学校長、PTA、社会福祉協議会、池田地区防犯協会、主任児童委員となっています。（平成 27 年 9 月条例一部改正後）

（６）教職員の資質能力の向上

教職員全員がいじめに対して正しく理解し、適切に対応できる専門性を高めるため、いじめ防止等の対策に関する研修等への参加を促進します。

（７）啓発活動

いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者及び教職員に対し啓発活動を行います。

２　いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

（１）学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、国、道、町の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定めているほか、必要に応じて見直しの検討を行います。

（２）学校に設置する組織等

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の特別委員会として学校管理職・指導部・養護教諭により構成されるいじめの防止等の対策のため「いじめ防止対策委員会」を設置します。

学校名	いじめ防止などの対策のための組織
池田小学校	（1）名　称　：　池田小学校いじめ対策委員会(特別委員会) （2）構成員　：　教頭、指導部、支援部、養護教諭 （3）会　議　：　4月(計画会議)、3月(反省会議)、その他必要に応じて開催 ※ＰＴＡ三役については、対策委員会の内容を報告し、必要に応じて出席を要請する。 （4）その他　：　校内体制による「いじめ対策チーム」は、次の通りにする。 教頭、指導部（生徒指導担当)、当該学年担任、養護教諭 (場合によっては、支援部や教科担任、支援員にも参加を要請する)
池田中学校	（1）名　称：　池田中学校いじめ防止対策委員会(特別委員会) （2）構成員：　校長、教頭、生徒指導部、養護教諭、学校運営協議会委員、 ＰＴＡ（四役)、ＳＣ、保健子育て課 ただし、学校運営協議会委員、ＰＴＡ（四役)、ＳＣ、町保健子育て課については必要に応じて出席を要請する。 （3）会　議：　4月(計画会議)、3月(反省会議)、その他必要に応じて開催 （4）その他：①校内体制による「いじめ防止対策チーム」は、次の通りにする。 教頭、生徒指導部、当該学年担任、養護教諭、教育相談員 (場合によっては、教科担任や学習生活支援員にも参加を要請する) ②学校運営協議会委員、ＰＴＡ三役へは、会議内容を伝え、必要に応じて助言をいただく。

（３）いじめの防止

いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は、児童生徒の望ましい人間関係を構築する能力や心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくります。

教職員においても、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

（４）早期発見

学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要です。

また、学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

（５）いじめへの組織的な対処

学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

第３章　重大事態への対処の方策

１　重大事態の定義

重大事態とは、法の規定に基づき、次の場合をいいます。

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合、精神性の疾患を発症した場合など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間３０日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。なお、児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして扱います。

２　重大事態の調査等

道の基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月）に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努めます。

（１）　重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告します。

報告を受けた町長は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援します。

（２）調査を行う組織

町長は、調査主体を学校とするか、教育委員会とするかを判断します。

また、その際、第三者のみで構成する調査組織とするか、学校や教育委員会委員会職員を中心とした組織に第三者を加える体制にするかなど、調査組織の構成についても判断します。

（３）事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（から）、誰から、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係、教職員の対応方法など事実関係を、可能な限り明確にします。この際、因果関係の特定を必要以上に急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

調査の実施に当たっては、被害児童生徒・保護者に対して、調査の目的・目標、調査主体（組織の構成・人選）、調査時期・期間、調査事項・調査対象、調査方法、調査結果の提供について説明を行います。

（４）心のケア・情報発信

教育委員会又は学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取戻せるための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

（５）いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明を行います。

（６）町長への報告

重大事態の調査結果を示された教育委員会は、学校と連携した上で、調査結果及びその後の対応方針について、町長に対して報告・説明を行います。

その際、教育委員会会議の議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。

３　調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

（１）再調査

町長は、次に掲げる場合は、重大事態の調査が不十分である可能性があるため、再調査の実施について検討します。

①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したものの十分な調査が尽くされていない場合

②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合

③学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合

④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

①町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当

該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

②町長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告します。

議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとします。

第４章　その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

池田町は「池田町いじめ防止基本方針」の改定後においても、国・道の動向や社会情勢を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討します。

また、教育委員会は小・中学校における学校いじめ防止基本方針について、策定（改定を含む。）状況を確認し、いじめの防止等のための取組に対して必要な指導・援助を行います。